

記入例1 (タクシメーター装置検査用基準器)

様式第1 (第6条関係)

基準器検査申請書

神奈川県知事 殿

年 月 日

※検定所記入欄			
確認		受付	
収	年 月 日		
	第		号
受	納付額¥		

基準器検査申請書別紙・前回の基準器検査申請書(写)も添付してください

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
タクシメーター装置検査用基準器 主ローラーの円周の長さ1m
- 基準器検査を受ける計量器の数量
1台
- 1個あたりの手数料及び手数料の合計
13,400円×1 計13,400円
- 基準器を用いる計量器の検査
届出修理事業者が行わなければならない検査
- 基準器検査を受けようとする場所
横浜市中区日本大通1
〇〇株式会社
- 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者
住所(居所) 横浜市中区日本大通1 〇〇株式会社
氏名(名称) 代表取締役 計量 太郎
- 代理人
住所(居所)
氏名(名称)
- その他

下表の申請者区分により右欄記載のように記入してください。

基準器検査規則第2条第1項に定める申請者区分	基準器を用いる計量器の検査(検査の用途)
届出製造事業者	届出製造事業者が行わなければならない検査
届出修理事業者	届出修理事業者が行わなければならない検査

記入例 2 (基準台手動はかり)

様式第 1 (第6条関係)

基準器検査申請書

神奈川県知事 殿

年 月 日

※検定所記入欄			
確認		受付	
収	年 月 日		
	第		号
受	納付額¥		

基準器検査申請書別紙・前回の基準器検査申請書(写)も添付してください

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
基準台手動はかり ひょう量50kg 目量20g
- 基準器検査を受ける計量器の数量
1台
- 1個あたりの手数料及び手数料の合計
7,800円×1 計7,800円
- 基準器を用いる計量器の検査
届出修理事業者が行わなければならない検査
- 基準器検査を受けようとする場所
横浜市神奈川区浦島丘4
計量検定所
- 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者
住所(居所) 横浜市中区日本大通1 ○○株式会社
氏名(名称) 代表取締役 計量 太郎
- 代理人
住所(居所)
氏名(名称)
- その他

ひょう量によって手数料が異なります。

下表の申請者区分により右欄記載のように記入してください。

基準器検査規則第2条第1項に定める申請者区分	基準器を用いる計量器の検査(検査の用途)
届出製造事業者	届出製造事業者が行わなければならない検査
届出修理事業者	届出修理事業者が行わなければならない検査

記入例 3 (基準分銅)

様式第 1 (第6条関係)

基準器検査申請書

神奈川県知事 殿

年 月 日

※検定所記入欄			
確認		受付	
収	年 月 日		
	第		号
受	納付額¥		

基準器検査申請書別紙・前回の基準器検査申請書(写)も添付してください

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力

3級基準分銅 鋳鉄製 枕型 20kg~5kg

- 2 基準器検査を受ける計量器の数量

20kg 10個、10kg 5個、5kg 2個

- 3 1個あたりの手数料及び手数料の合計

20kg 650円×10=6,500円

10kg 650円×5 =3,250円

5kg 480円×2 = 960円

計10,710円

- 4 基準器を用いる計量器の検査

計量士が行う適正計量管理事業所(〇〇株式会社)における検査

- 5 基準器検査を受けようとする場所

横浜市神奈川区浦島丘4

計量検定所

- 6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所(居所) 横浜市中区日本大通1 〇〇株式会社

氏名(名称) 代表取締役 計量 太郎

- 7 代理人

住所(居所) 小田原市東町4-11-2 ××株式会社

氏名(名称) 代表取締役 計量 次郎

- 8 その他

種類・能力によって手数料が異なります。

下表の申請者区分により右欄記載のように記入してください。

基準器検査規則第2条第1項に定める申請者区分	基準器を用いる計量器の検査(検査の用途)
特定市町村長	定期検査
届出製造事業者	届出製造事業者が行わなければならない検査
届出修理事業者	届出修理事業者が行わなければならない検査
指定定期検査機関	指定定期検査機関が行わなければならない検査
指定計量証明検査機関	指定計量証明検査機関が行わなければならない検査
計量士	計量士が行う適正計量管理事業所(〇〇株式会社)における検査
計量士	計量士が行う定期検査の代検査

記入例4 (液体メーター用基準タンク)

様式第1 (第6条関係)

基準器検査申請書

神奈川県知事 殿

年 月 日

※検定所記入欄			
確認		受付	
収	年 月 日		
	第	号	
受	納付額¥		

基準器検査申請書別紙・前回の基準器検査申請書(写)も添付してください

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
液体メーター用基準タンク 燃料油メーター検査用 全量 5L
10L
- 基準器検査を受ける計量器の数量
5L 1台
10L 1台
- 1個あたりの手数料及び手数料の合計
13,600円×2 計27,200円
- 基準器を用いる計量器の検査
届出修理事業者が行わなければならない検査
- 基準器検査を受けようとする場所
横浜市神奈川区浦島丘4
計量検定所
- 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者
住所(居所) 横浜市中区日本大通1 ○○株式会社
氏名(名称) 代表取締役 計量 太郎
- 代理人
住所(居所)
氏名(名称)
- その他

能力によって手数料が異なります。

下表の申請者区分により右欄記載のように記入してください。

基準器検査規則第2条第1項に定める申請者区分	基準器を用いる計量器の検査(検査の用途)
特定市町村長	立入検査
届出製造事業者	届出製造事業者が行わなければならない検査
届出修理事業者	届出修理事業者が行わなければならない検査